

岡山大学教師教育開発センター開所式記念講演

「これからの教員養成と岡山大学への期待」

文部科学省高等教育局長

徳 永 保

初めまして、徳永でございます。

まず、本日岡山大学教師教育開発センターが設立をされ、その開所式を迎えられましたこと、心からお喜び申し上げたいと思います。先ほどから学長先生のごあいさつ、また教育長の先生方の御祝辞にもございましたように、この教師教育開発センター、このような仕組み自体が全国で初めてのことでございます。私どもから申し上げたいことは、1つにはこのセンターというものが平成18年の中央教育審議会答申のいわば、ある意味では最初の具体化ということでもございますし、またこれから我々が今現在検討し、行おうとしているところの教員養成システムの開発といったものにもつながっていくものであるということをお願いしたいと思います。

平成18年の教員養成の中央教審の答申に基づく改革ということについては、世間的には教員の免許更新制ということがよくクローズアップされ、また同時に教職大学院制度の創設ということばかりに目が向けられているわけですが、基本的には、その当時私は担当の審議官として教職大学院制度の設計をしたわけですが、あくまでも教員養成課程あるいは教職課程自体の改革のパイロットモデルとしての教職大学院ということとそのねらいに掲げていたわけですが、要は、さきの制度改正では余り言われておりませんけれど、私なりに一番大きな改正であったものは、教職実践演習というものを制度化したことでございます。そしてまた、同時に教職指導という新しい指導概念を導入したことだと思っているわけですが。

これまでも、教員免許状は、かつては国の事務、そして県に対する機関委任事務となり、様々な地方分権改革の中で現在は自治事務ということになっているわけですが、この免許状を授与するということは一体どういう意味なのかということについて、様々な議論がございまして、単に大学でどういう単位を取ったかを付き合わせてしているだけではないかというような御意見もあるわけですが。そういう中で、当時の平成18年に至る議論の中では、大学において少なくとも卒業させる以上は、教員にその人間が向いているという教師としての適性があることについて、きちんと大学で法律的に保証しろというような議論さえもあったわけですが。私としても、適性まで大学が保証するわけにはいきませんが、少なくとも大学教育の中で教員養成課程あるいは教職課程として、このことはきちんと習得させるべきであるということについては、習得したという証明が必要であろうと、そういったものとして教職実践演習というものを制度化したわけですが。

ですから、そのところを是非教職課程あげてやっていただくということが大変必要なわけですが、特に、教員養成学部であればともかく、一般の学部においてなかなか教職実践演習というものを実際に行うということは難しいわけですが。そのよう

な意味で、教育学部が中心となって、いわば全学的な教職課程の仕上げの段階として、また岡山大学としての教員養成に責任を持つ形で、教職実践演習を行うセンターをつくるということは大変意味があると思っております。

また同時に、その際教職指導という概念を導入したわけでございます。なかなかこれは大学の先生方にはわかりづらい概念で、私どもはつい先日、これとは別に職業指導といいますかキャリアガイダンスという概念を、大学設置基準を改正して導入したわけでございます。教員養成学部の先生方にすれば、非常に簡単な理屈で、生徒指導及び進路指導と同じような意味で、いわば教育課程の内外といいますか、通常の教科学習の中及び外を通して教員として必要な指導を身につけていく、そういう学生の自発的な試みを支援していく、そういうのが教職指導でございますから、そういう概念が導入されましても、実際誰がそういう事を担うのか、学生が主体的に教員になろうとしてさまざまに授業を受け、あるいは大学の外、中で教員になるために必要な自らの興味関心に基づいた活動を行っていくことを支援し、励ましていくのかといったことについても、そういう概念があっても、担当する人がいないと意味がないわけでございます。その意味でも、先ほど研究科長から御紹介がございましたように、この部門の中でも教職支援部門というのがあるわけでございます。是非そういったことを中心に、教職指導というようなことを制度改正に即して、その意味で発言をしていただきたいと思いますと思っているわけでございます。

私、特にこういう大学に参りまして、是非教員養成学部の先生方あるいは教員養成学部以外の先生方にもお願いしたいといえますのは、やはり大学教育において初等中等教育段階の教員を養成していくということは大変重要な役割でございます。本来ヨーロッパでも大学本来の使命として非常に重要な役割だと思っております。かつて私が文部省に入りました頃、現実の教育、日本の教育と言え、もう何度も言いましたように、その当時の記録によれば、中等学校の教員になっていく大学の卒業生が一番多かった。しかしながら、私が文部省でもう35年になりますけれど、ともすれば何か教員養成というものが大学のいわば文系の学問の先端、あるいは自然科学分野、保健分野の先端的な科学技術の典型ということから見て、何か一つ、それとは違うような、あるいは何か大学の主流ではないようなものというような意識へと、大学の中にも、あるいはまた文部科学省の職員の中にも見られて、大変残念なことです。私は高等教育局長として、日本の大学行政の責任者として、是非大学に改めて、この千葉学長の書かれてあることにあります、立派な初等中等教育段階の教員を養成することは大学の本来の使命でありますということについて、改めて皆様に自覚とそして誇りを持っていただければと思っているところでございます。

私が文部科学省に入りましたのが昭和51年でございます。それから最初3年間、特殊教育課というところで養護学校の行政を担当して、それからまた地方課というところで係長として、教育公務員、小・中・高等学校の先生方の人事と服務、あるいは教職員団体等の問題を担当し、その後また三重県教育委員会の指導課長、さらにまた当時中学校課で生徒指導の担当課長補佐で、ちょうど中野富士見中学校というところで大変痛ましいいじめの問題で、自殺という問題になったときに担当課長補佐でした。その後、大学行政に少し入

りまして、またその後、政令市の教育長、あるいはまた文部科学省に戻りましてから、教育委員会制度とか教育公務員を取り扱う地方課長、そしてまた教職員定数や学級編制を取り扱う財務課長というふうな形で、大変、今度また高等局担当の審議官、教育振興局長として、初等中等教育そして高等教育両面からずっと文部科学省の仕事に携わっているわけでございます。

今までの経験を通しましても、何といたっても文部科学省が文部科学省として、初等教育、高等教育一体として学校教育という制度を支えている、そういったことがなかなか職員に、そして多くの関係者も実感できなかった。そのことがさきに教育基本法の改正という形で現れ、初めて幼稚園から大学まできちんと教育基本法に位置づけられたというように思っております。また、そういった理念を具体化していく、一番そのことが大学における初等中等教育教員の養成ということであろうと思っております。この意味で、やはりこういう教員養成システムというものを、よりきちんとしていくということが、私どもの初等中等教育行政にとっても大学行政にとっても重要な課題でございますし、またそれぞれの教育機関にとっても大学にとっても重要な課題であろうと思っております。

今後、教員の資質向上方策の抜本的見直しについて検討を行う予定になっておりますが、そういった中で、特に私どもとして考えていかなければいけないという大きな課題の一つに、いわゆる提言主義という方法もあります。これはもちろん教育委員会サイド、学校現場サイドからも意見がございますし、また大学の内部にも意見があるわけでございます。私もつい先日、別の国立大学の教育学部長自身が、そもそも立派な教員を養成することは現場へ出してみないと、これは何ともなりませんと、現場へ行って初めて具体的に成長するのだとおっしゃるから、私なりに、もちろん私も先ほど申しましたようにずっと初等中等教育関係の課長をしておりますし、県の指導課長として政令市での教育長をやっているわけでございますから、現場の学校を見ております。一方で、そもそも大学でいろいろなことを教えている、特にいわゆる高度専門職業人の育成といったことについては、数百年さかのぼれば、みんなかつては現場でいわゆる暗黙知によって育成をしてきたわけでございます。こういう現場における暗黙知による養成というのをいわば理論化し、体系化、体系化し、そしてそれを明確な知識として教育課程と成す、そのことによって、現在大学に医学部があり、法科大学院があり、教育学部があるわけでございます。

もちろん実際に経験が人を育てるということは否定し得ない事実ではありますが、その中で共通化された経験知、暗黙知、そういったものを明確な知識体系として組み立てるということは、本来学術研究を担当している、そして先進的な知恵を担当している大学にとって当然の責務でございます。そういった現場での共通的な経験知、暗黙知といったものを、それを自ら組み立てることを放棄して、現場に出ないといい教育ができないと言ってしまうのは、そもそも教員養成学部は要らないということになってしまうわけでございます。極端なことを申しますれば、それぞれ理学部があり、文学部があり、法学部、政治学部、経済学部があるわけでございますから、そういったところで専門的な知識を習得していただいて、あとはその習得証明だけをしていただいて、現場に行ってから経験を積

めばいい教師になるというのであれば、そうそれはそれだけの話でございますが、私どもはそういう考えは持っておりません。それでは、そもそも医学部だって法科大学院だって、何のためにあるのかということになるわけでございます。

是非今後はそういう意味で、大学で研究をし、教育をしているということは、例えばさまざまなこれまでの経験知あるいは暗黙知であったものを是非明らかな知識として体系化をし、そしてそのことをきちんと教育に生かしていくと、それがそもそも大学の教育なのだ、あるいは教育学部の意味であるということについて、十分な責任と誇りというものを自覚していただければと思っているわけでございます。

平成18年の中央教育審議会答申に基づき、教職大学院制度が導入されましたが、私自身が教職大学院をつくる上で一番悩んだ点があるわけでございます。それは、1つは教員の免許状取得の仕方、教育職員免許法に書かれております現在のような免許取得のための教育課程のあり方です。教職大学院自体が、これは専門職大学院という仕組みを使って教員養成を行おうという、基本的にはあくまでも教員養成システムでございまして、もちろん現場、現職教員の再教育という一面も期待をされておりますけれど、私どもからすれば教員養成システムのモデルとしての教職大学院というのを考えております。

教職大学院のいい点というのが幾つかございまして、1つは実務家教員の制度があるわけでございます。専門職大学院は一般的には実務家教員を3割以上ということが要件となっております。法科大学院の場合は2割でございまして、教職大学院では4割以上の実務家教員がいなければいけないという形の設置基準にいたしまして、より学校現場、教育委員会サイドとの連携を強くする。また同時に、大学一般でありますれば、7年に1回の認証評価という事後確認活動しかないわけでございますが、専門職大学院に関しては各分野ごとに5年に1回の認証評価、すなわち事後確認を受けなければいけないと。この2つの仕組みを生かして、教職課程のモデルをつくろうとしたわけでございます。その意味では、それなりの成果をおさめたと考えているわけでございます。

しかしながら、何といっても問題でありましたのは、専修免許状といったものを教職大学院で修了者に対しては出さなければいけないということの中で、専修免許状の考え方が現在教科または教職に、どちらかに重点を置いた形で構成をされているわけございまして、こういった点が果たしてこのままでいいのかどうかということに大きな問題があるろうと思っております。何といっても、現在大学の教育学部に、あるいは教職課程、教員養成課程に対して、現場サイドあるいは社会サイドから批判が強いのは、いわば実践的な指導力が育成されていないという不安でございます。

こういった実践的な指導力、これまで大学におきましては、それぞれ各教科に関するバックグラウンドとしての専門的な知識をきちっと教えるスタッフ、そしてそのための科目、そしてそういったものを具体的に実践に結びつける形での教科教育法という科目、そしてそれらを含む教職科目という形で構成されているわけでございますが、やはり私どもの見るところ、教科教育法というのは現在それぞれに一定の回数が設定をされているわけですが、現状で見ると多くの大学では、必ずしも岡山大学がそうだということを申しているわ

けではありませんが、多くの大学では当該教科に関する学習指導要領なり教科のねらいを解説するだけで時間が終わっているという状況だと思っております。

また、ともすれば、それぞれの教科科目のバックグラウンドにある専門科目に関する知識が有用であることはもちろんでございますが、やはり教育学が教育学として固有の方法論を持つ学問である以上、そういう専門科目的な知識をどう子供たちの発達段階に応じて具体的に教育課程として編成をしていくのか。1日の授業としてどう教案、授業を構成するか、あるいは1週間の週案をどう構成をすべきか。あるいは一月、1学期間の教育課程をどう構成するか。そういう意味では、一種の教科の構成あるいは授業の構成といったことについての実践力というものを、一体どういう形で培っていくのかということが大きな課題であろうと思っております。

もとより、大学の教育学部等のいわばスタッフなり、教育職員免許法上の必要要件にされる科目は、そういったものを実現するものとして構成されているわけでございますが、現状で見ると、そういったところがなかなか弱い。本来の教育学部固有の方法論に従って、専門科目の知識を発達段階によってどう具体的な教科の教育課程として構成をしていくのか、そこをきちっともう一回考え直さなければいけないのではないのかという議論が進んでいるわけでございます。そういう意味では、例えば現在の教職科目、教科専門といったものとは別に、第3カテゴリーをつくって、教科構成学に関する科目群というのもつくるという案もございます。いろいろなアイデアもございます。

私どもとすれば、そういうことのアイデアが、いろいろな意見が飛び交っているというのが、やはり何とんでもこういう専門的知識を、繰り返しになりますけれど、教育、どう、いかに教えるのかということ、また同時に今後の大学の目標として、履修ではなく習得というものを大学の一番中心課題にしていこうということの中で、どう教職課程のねらいを、具体的にそれぞれの教職課程を取った学生の履修ではなく習得に結びつけていくのかということが必要な課題であろうと思っております。その意味で、岡山大学の教師教育開発センターでの試みに、大変私どもも注目しているわけでございます。

逆に申し上げれば、こういった試みが仮に大学の学部在学4年間で済めば、それでいいわけございまして、また逆にこういった試みがさらに一定の時間をかける必要があるのであれば、その分だけ、4プラスアルファのアルファ分だけこれを拡大すればいいという考えにもなるわけでございます。そこところはさまざまでございます。ただ、こういうことを役所の中でいろいろ空理空論を言っているかもしれないわけございまして、私どもとすれば何とんでもこういう大学での、現場でのこういう新しい試みというものがどうなのか、そういったことに着目しているわけでございます。是非、今後とも岡山大学でいろいろな形で教師教育開発センターが本来の設置の趣旨という、そして目的というものを大いに実現をしていただければと思っております。

また同時に、この部門の3番目にも連携をするだろうということでつくられておるわけでございます。教職大学院を設計いたしましたときにも、教職大学院はかなりの部分を教

育実習に取っているわけでございます。それも私どもの制度設計からすれば、1年を通じた形でのような、大学と現場を行ったり来たりするようなフィードバックするような、教育実習ということ、制度設計で掲げておりますし、なおかつ従来のような附属学校での実習ということではなく、必ず教職大学院については公立の小・中学校での実習ということをお願いしたわけでございます。この点についても附属学校という、国立だけではない私立大学のほうからも、一体そういうのは何でなんだというお電話というもの、私どもからすれば、一般に実際に私どもが抱えている課題というものが現に満ち満ちている公立の小・中・高等学校で、やはり実際に経験、実習をしていただくということ自体が、実践的な指導力として一番重要だと思ったわけでございますし、また実務家教員という形で制度化もしたわけでございます。

その意味で、私はよく中央教育審議会のときによく言っておりましたのは、教職大学院というのはいわば大学の教育学部と教育委員会による連合大学院のようなものだとこのことを、繰り返し繰り返し言っておりました。是非今後とも教育委員会、今日は両教育長がこうしてお見えでございます。やはり岡山県、岡山市、そしてまたそれぞれ各市町村教育委員会と、あるいはまた実際の学校現場というものと連携をより、従来以上に密にされて、私どもとしてはこの教師教育開発センターがその意味でより実践的な、そしてまた現場に近いところで教員の養成をするということになっていただければと思っております。

また同時に、私、特に高等教育局長になる前は研究振興局長でございまして、学術研究の推進をしていたわけでございます。是非教育学部における教育学研究というものについても、大学である以上全力を出していただければと思っております。とかく大学の教育学部から出ていますさまざまな科学研究費補助金の申請等につきましても、それぞれの先生の固有のバックグラウンドに関するさまざまな研究テーマということはよく耳にするわけでございますが、本来教育学そのものについての学術研究、あるいはまた文部科学省のそういったものに対する研究支援というのは、私なりに少し弱かったのかなという反省もしているわけでございます。大学である以上、高度な教育に裏づけられた教育を行うということが大学の使命でございます。是非岡山大学の教師教育開発センターというものの目的を十分に達成するためにも、是非そのバックグラウンドとなる教育学あるいは教育方法論そのものについての学術研究の推進にも、今まで以上に御努力いただければと考えてございます。

若干短時間で、早口で恐縮でございますが、以上でございます。どうも御清聴ありがとうございました。